

水産流通適正化制度の届出内容変更（廃止）における必要書類

1 採捕事業者の届出に関する提出書類

届出事項の変更（採捕の事業の廃止を含む）があったとき。2週間以内に届出する。

（１）届出書【別記様式第2（法第3条第3項関係）】

（２）添付資料

① 漁業者（個人又は法人）が届出を行い、登録内容を変更する場合（代理届出を含む）

	添付資料
採捕する権限を証する書類	漁業許可証の写し
代理人（漁協、行政書士等）の場合	委任状（別紙様式）

※ 漁業権免許状、組合員行使権については県が確認し、不明な点がありましたら申請者（代理人）にご連絡します。

※ 代理人（漁協以外）の場合は本人確認が必要となります。

② 漁協が届出を行い、登録内容を変更する場合

添付資料はありません

2 取扱事業者の届出に関する提出資料

届出事項の変更（取扱事業の廃止を含む）があったとき。2週間以内に届出する。

（１）届出書【別記様式第1 1（法第8条第2項関係）】

（２）添付資料

① eMAFF で届出を行う場合

添付資料はありません

② 書面で届出を行い、登録内容を変更する場合（代理届出を含む）

変更する事項に係る証明書	添付資料
氏名・住所を証する書類	【個人の方】住民票等の写し 【法人の方】定款及び登記事項証明書
代理人の場合	委任状（別紙様式）

※ 代理人の場合は本人確認が必要となります。